

豫知テ歸家セシムルヲナハシハナシ。然モハ品賣場ニテハ
 組合ノ非難ヲ其端公認シテ之ニ對テハ、對馬ニ於テハ、
 (一) 養蠶聯合会ハ自由主義トナシテ、立憲、立憲、養蠶、
 (二) 養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

養蠶聯合会、川、林、太、湖

財團法人協調會大阪支所

- (ル) 處ニ依レバ行政調査會ハ社會局原案ノ労働組合法ニ對シ改
 悪ニ改惡ヲ加ヘ其ノ適用範圍ヲ制限シテ農業、林業、漁業及
 ビ陸海軍所屬工場労働者ヲ組合法ヨリ除外シ我等ノ團結權ヲ
 蹂躪セントシテラル
- (ロ) 組合ノ組織ヲ企業別若クハ職業別ニ制限シテ破壊セントシテ
 居ル
- (ハ) 組合ノ範圍ヲ制限シ組合ノ活動ヲ抑壓シ現在労働組合ヲ從屬
 的奴隸組合タラシメントシテ居ル
- (三) 労働組合ノ政治行動ニ制限ヲ加ヘ無産政黨ノ創立ヲ阻止セン
 トシテ居ル
- (ホ) 組合ヲ總テ法人トナシ之ヲ毒殺セントシテ居ル
- (ヘ) 憲案第十一條、第十二條ヲ削除シ吾等ノ團結權及ビ團體交渉
 權ヲ否認セントシテ居ル
- (ト) 届出事項ヲ増加シ監督ヲ一層嚴重ニセントシテ居ル。之明カ